

たかしん創業支援資金

令和6年4月現在

商品名 (愛称)	たかしん創業支援資金 (ドリーム・サポート)
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人事業者・法人の方 ○ 新たな事業を開始するか、または開始してから3年以内の個人事業者および法人 ※ 本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	創業期（3年以内の新規事業含む）に必要な運転資金または設備資金
ご融資金額	1,000万円以内
ご利用期間	10年以内（元金据置1年以内）
ご融資利率	当金庫所定利率による（固定金利型）
ご返済方法	元金均等毎月返済
担保	原則として不要
保証	群馬県信用保証協会の保証が必要となることがあります 群馬県信用保証協会の保証を利用する場合は、別途保証料が必要となります
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り対応いたします
手数料 (消費税込)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○ 一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には所定の手数料をいただきます

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。 ○ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○ お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○ 融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○ 詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

高崎信用金庫